TPP交渉に関する意見書

私たちは、これまで、①TPPは、ISD、食の安全・安心、医療、保険など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含み、②例外なき関税撤廃が行われれば、わが国農業は壊滅的な影響を受けるなどの問題点を指摘してきた。多くの国民の間で渦巻くこれらの不安や懸念が払拭されないまま、わが国が交渉参加に至ったことは誠に遺憾である。

3月13日の自民党決議には、「守るべき国益を如何にして守るかについて明確な方針と十分な情報を国民に速やかに提示しなければならない」とされているにもかかわらず、政府は、未だ交渉方針を明確に示していない。また、マレーシア・ブルネイでの交渉会合の際には、利害関係者への説明会が開催されたものの、各国の取り組みに比べると、情報開示の内容は全く不十分であり、今後交渉の加速化が見込まれるなか、わが国としての情報開示手法の構築が急務である。

食料・農業・農村基本計画は、平成27年3月までに見直し、食料の安定供給を図るための新たな計画を閣議決定する必要がある。また、本年6月に閣議決定した「日本再興戦略(成長戦略)」において、「今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増する戦略を策定する」とされており、TPP交渉によって、食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響をもたらすことは認められない。

一方、食と暮らし・いのちに関わる非関税措置など、幅広い分野が対象となる日米二国間の並行協議においても、TPP交渉と同様の措置が講じられなければならない。

よって、国においては、今後のTPP交渉において、下記事項に取組むよう強く要望する。

記

- 1 国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会決議や、議院内閣制に基づく与党である自民党決議の内容に即した交渉方針を早期に確立し、国民に開示すること。
- 2 国民への十分な情報開示とあわせて、速やかに国内の利害関係者との相談・協議を行う枠組みを作り上げ、交渉戦略に反映させること。
- 3 農林水産分野の重要5品目などの聖域が確保できないと判断した場合に は、即刻交渉から脱退すること。
- 4 日米二国間の並行協議においても、情報を開示するとともに、与党自民党の決議、衆参農林水産委員会および5月28日の衆議院消費者問題特別委員会における国会決議を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月20日

福島県双葉郡浪江町議会

(提出先)

内閣総理大臣 安倍 晋三 様